

議案第235号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市場関連施設である南部中継所を取り巻く環境の変化に鑑み、これを廃止する必要があるによる。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。
第79条の2第1項中「以下この条」を「第3項」に改め、同項の表を次のように改める。

名 称	位 置	用 途
西部中継所	福岡市西区石丸四丁目	青果市場に出荷される物品及び青果市場で販売された物品の配送の中継

第79条の2第2項中「市場関連施設」を「西部中継所」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額」を「1月施設一式につき499,000円」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。